

【障害福祉サービス事業所の皆さまへ】 浜松市移動支援事業 (グループ支援型) のご案内

移動支援事業とは

浜松市移動支援事業は、屋外での移動が困難な方々が、外出を通じて地域で安心して生活し、社会参加を促進するための支援を行うものです。活用方法は次の2種類です。

- ①個別支援型
- ②グループ支援型

対象となる人

- ・全身性障がいのある方
 - ・知的障がいのある方
 - ・精神障がいのある方
 - ・発達障がいと診断された方
 - ・医療的ケアが必要な方、または重度の身体障がいと知的障がい重複する方
- ※障がい児の場合、外出時に保護者の方の付き添いができない場合に限りです。

個別支援型とグループ支援型

「個別支援型」

移動支援の提供に従事する者1人につき1人の障がい者等に対して移動支援を提供するもの。

- ・支援者1人：障がい者等1人



「グループ支援型」

移動支援の提供に従事する者1人につき、障がい者等に対し3人まで同時に移動支援を提供するもの。

- ・支援者1人：障がい者等3人まで



★グループ支援型活用場面

- 社会生活上必要不可欠な外出
(例) 買い物



- 余暇活動等のための外出
(例) サロン活動



こんな場面に！（活用事例）

グループ支援型で友人とお出かけ

★友達と市外の動物園に行きたい！

障がいを持っているAさんは、同じく障がいを持っている友人のBさんと一緒に市外の動物園に行くことを計画しました。Aさん、Bさんは一緒に動物園に行くため、移動支援事業「グループ支援型」を利用しました。

【利用例】

支援者 1 人
利用者 2 人（Aさん、Bさん）

【流れ】

当日までの準備（Aさん、Bさんの意向確認、共有）

- ①移動手段、費用の確認
- ②当日の集合場所を決める
- ③当日の休憩する場所を決める
- ④緊急時の連絡先（家族等）を確認する
- ⑤移動支援従事者へ決定事項を伝え、最終確認



**※グループ支援型は、利用内容により対象外となる場合もございます。
利用にあたるご不明点等については利用前に以下問合せ先にご相談ください。**

【事業所】移動支援事業実施事業所の登録をおねがいします

登録手続きの流れ

【事業所】→【市】
市へ様式第1号を提出

【市】
審査

【市】→【事業所】
様式第3号を交付（登録）

【利用者】移動支援事業の利用申請をおねがいします

利用申請の流れ

【利用者】→【市】
市へ様式第6号を提出

【市】
審査

【市】→【利用者】
登録証と受給者証を交付

【問合せ先】

浜松市障害保健福祉課 給付グループ
053-457-2863